

宮城県後期高齢者医療広域連合

## はりきゅう・マッサージ療養費支給申請に係る 「機関コード登録届」の提出について

当広域連合では、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の支給について、平成31年4月1日施術分から受領委任制度の取扱いを開始しています。これに伴い、それまでの代理受領制度において当広域連合で各施術機関に付番していた「施術機関番号」を「機関コード」へと名称を改めます。また、受領委任制度に参加される施術管理者の皆様には、療養費支給申請書に当広域連合が指定する機関コードの記載を依頼いたします。機関コードは当広域連合において施術管理者と療養費支払先を管理し、事務を円滑に執り行うために使用いたしますので、「機関コード登録届」の提出についてご協力をお願いいたします。

※代理受領制度取扱い時に「施術機関番号」を取得している場合、登録内容に変更がない限り、そのまま「機関コード」としての使用をお願いいたします。

### 1 機関コードの付番について

当広域連合において付番される機関コードの詳細は下記のとおりです。

<はりきゅう> 04-8-○○○○○○○○ (計10桁)

<マッサージ> 04-9-○○○○○○○○ (計10桁)

「04」は宮城県の番号です。そのあとに続く「8」「9」の番号は「8=はりきゅう」「9=マッサージ」として管理しております。療養費支給申請書には計10桁の機関コードを記載してください。(「049○○○○○○○○」のようにハイフンなしで記載していただいても構いません。)

機関コードは各施術管理者と療養費支払先口座を結び付けたものになっています。そのため、1人の施術管理者が複数の療養費支払先口座を指定する場合、それぞれ異なる機関コードを記載していただくこととなりますのでご注意ください。なお、当広域連合から発出する各種通知は療養費支払先に送付されます。

<例>

- ・マッサージの施術管理者Aが、Aの個人名義の口座に療養費支払先を指定する場合

→04-9-5800001

※各種通知は施術管理者Aに送付されます。

- ・マッサージの施術管理者Aが、B団体名義の口座に療養費支払先を指定する場合

→04-9-5800002

※各種通知はB団体に送付されます。

## 2 機関コード登録届(新規登録・変更登録)について

機関コード登録届の提出が必要になる内容については次の表のとおりです。なお、届出受理後、書類に不備がなければ概ね1箇月以内に当広域連合より登録通知を送付します。

	新規登録	変更登録
①施術管理者として当広域連合に初めて請求する場合	○	
②療養費支払先口座を変更する場合	○	
③療養費支払先口座を追加する場合	○	
④施術所名や施術所住所が変更された場合		○
⑤施術所の施術管理者が変更された場合		○
⑥施術管理者としての登録を辞退・廃止した場合		○
⑦代表機関(加入団体)の情報に変更が生じた場合		下記参照
⑧その他登録情報に変更が生じた場合		下記参照

### ①施術管理者として当広域連合に初めて請求する場合

被保険者の委任を受けて療養費を請求するにあたり、当広域連合への請求が初めての施術管理者はあらかじめ登録が必要になります。機関コード登録届に必要な事項を記入のうえ、厚生(支)局から通知された「療養費の受領委任の取扱いの承諾について」の写しを添付して提出してください。

### ②療養費支払先口座を変更する場合

当広域連合に登録している口座を変更したい場合、原則新規登録の扱いとなり、現在付番されている機関コードとは異なる番号が付番されます。機関コード登録届に必要な事項を記入のうえ、当広域連合に提出してください。

※口座変更の届出時点で既に当広域連合へ請求済みの療養費については、支払先を変更することができません。そのため、旧口座をすぐに解約しないようご注意ください。

※口座の変更時期が確定しており、それ以降提出する申請書すべて(月遅れや返戻も含む)において変更後の口座を支払先として記載する場合に限り、新規登録ではなく変更登録としての届出が可能です。その場合、現在付番されている機関コードをそのまま使用することができますが、当広域連合の療養費担当にあらかじめご相談ください。

### ③療養費支払先口座を追加する場合

当広域連合に登録している口座とは別に、新たな支払先口座を追加で登録したい場合、新規登録の扱いとなり、追加登録された口座に結び付いた機関コードが新しく付番されます。機関コード登録届に必要な事項を記入のうえ、当広域連合に提出してください。登録後は支払先口座ごとに付番された機関コードを使い分けてください。

④施術所名や施術所住所が変更された場合

変更になる施術所名や施術所住所を機関コード登録届に記載し、変更登録として提出してください。既に付番されている機関コードはそのまま使用することができます。

⑤施術所の施術管理者が変更された場合

施術所の施術管理者が変更された場合、または施術管理者の登録記号番号が変更された場合は、変更になる情報を機関コード登録届に記載し、変更登録として提出してください。なお、その際厚生(支)局から通知された「療養費の受領委任の取扱いの承諾について」の写しを添付してください。既に付番されている機関コードはそのまま使用することができます。

⑥施術管理者としての登録を辞退・廃止した場合

施術管理者としての登録を辞退・廃止し、今後当広域連合に療養費の支給申請をする予定がない場合には、機関コード登録届に必要事項を記載し、変更登録として提出してください。辞退・廃止の登録後、当広域連合から発出する各種通知は送付されなくなります。

⑦代表機関(加入団体)の情報に変更が生じた場合

代表機関(加入団体)の代表者や住所、連絡先等に変更が生じた場合、変更事項が記載された任意の様式や通知を当広域連合に提出してください。受理後、当該団体に加入するすべての施術管理者の情報を当広域連合にて変更します。

※口座変更の場合は②の扱いとなりますのでご注意願います。

<例>

施術管理者20人が加入しているC団体の住所が変更になった場合

→変更後の住所が記載された任意の様式や通知を当広域連合へ提出してください。

(施術管理者20人分の変更登録届を提出していただく必要はありません。)

→当広域連合にて、C団体に加入する施術管理者20人に付番されている機関コードの情報を変更します。既に付番されている各施術管理者の機関コードはそのまま使用することができます。

→変更後、C団体の新住所あてに各種通知が送付されるようになります。

⑧その他登録情報に変更が生じた場合

①～⑦以外の登録情報に変更が生じた場合、機関コード登録届の提出については別途当広域連合の療養費担当にご相談ください。